

Mie university Foundation

三重大学振興基金



Greeting

—— 学長挨拶

三重大学振興基金へのご協力をお願い



三重大学は平成16年度に国立大学法人へ移行し、「三重の力を世界へ」を基本目標に掲げ、地域社会との緊密な連携のもと、人類福祉の増進や自然との調和・共生、地域および国際社会の発展に寄与する教育・研究に教職員一同全力で取り組んでおります。その実現には、学修環境の整備、キャリア支援、国際教育研究交流の推進、産官学民連携の強化など、重要な課題に取り組む必要があります。しかし、法人化以降、大学運営予算の削減が進み、課題解決のための柔軟な投資が困難な状況となっております。

こうした背景から、本学では「三重大学振興基金」を設立し、卒業生や地域社会の皆様から多大なるご支援を賜り、教育環境の充実や研究活動の推進に活用しております。引き続き、本基金の趣旨をご理解いただき、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

Projects

—— 三重大学振興基金事業

01 三重大学全体における奨学援助

02 修学環境整備事業

03 国際交流活動等への
支援事業

04 地域貢献支援事業

05 その他本学の目的達成に
必要な事業等



Specific Projects

—— 特定基金

01 三重大学修学支援事業

02 学部・研究科等プロジェクト事業

03 地域圏防災・減災事業

Other Projects

—— その他の基金活動

01 遺贈による寄附

02 クラウドファンディング事業

03 冠基金事業



三重大学マスコットキャラクター
ミールド

詳細は振興基金HP



Gratitude

—— 寄附者への謝意

ご寄附を賜りました皆様には、心より感謝を申し上げるとともに、功績をたたえ、感謝状の贈呈、ご芳名銘板設置、本学ホームページにご芳名掲載等さまざまな形で顕彰させていただきます。

- 大学ホームページにご芳名掲載
- 返礼品（産学連携商品、農場生産物、PET検診）
- 振興基金特別寄附者銘板にご芳名掲載
- 感謝状の贈呈、学長懇談会へのご招待
- 紺綬褒章



※写真は一例です。

Tax Incentives

—— 税制上の優遇措置等

「三重大学振興基金」へのご寄附は税制上の優遇措置が受けられます。
寄附金控除を受けるには確定申告が必要です。本学発行の寄附金領収書をお使いください。

（注意事項）

新入生およびその保護者の方がご寄附される場合には、入学した年内の寄附金（入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したもの）につきまして、税法上「学校の入学に関してなす寄附金」とみなされ、寄附金控除の対象から除外されます。
ただし、税額控除の対象となる修学支援事業へのご寄附の場合には、入学した年内の寄附金であっても、寄附金控除の対象となります。

個人からのご寄附

特定基金「三重大学修学支援事業」にご寄附いただいた場合のみ、**所得控除**に加え**税額控除**の適用対象となります。
確定申告の際に、いずれか一方の制度をご選択いただけます。

1. 所得税の優遇措置

所得控除（所得税法第78条第2項第2号）

寄附された年の所得金額から控除を受けることができます。
所得金額に対して寄附金額が大きい場合、減税効果が大きくなります。

$$\text{寄附金控除額} = \text{寄附金合計} - 2,000\text{円}$$

※控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が上限です。

税額控除（租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項）

※「三重大学修学支援事業」へのご寄附の場合のみ、「税額控除」の適用対象

所得税額から直接寄附金額の一定割合が控除されます。

$$\text{寄附金控除額} = (\text{寄附金合計} - 2,000\text{円}) \times 40\%$$

※控除の対象となる寄附金額は、総所得金額の40%が上限となり、税額控除額は、所得税額の25%が上限となります。

2. 個人住民税（県民税・市町村民税）の寄附金税額控除（地方自治体の条例）

住民税の寄附金税額控除を受けることができます。お住まいの都道府県市町村の税務担当へお問い合わせ願います。

法人からのご寄附（法人税法第37条第3項第2号）

ご寄附いただいた金額を損金算入することができます。

ご寄附の方法

賛助会員加入のお願い

賛助会員とは、定期的なご寄附を申込まいただき、三重大学振興基金事業を安定的に継続し、さらに発展させるため毎年、ご寄附の協力をお願いする制度です。継続的なご寄附をお願いいたします。事務局へご連絡願います。

1 インターネット申込（振込手数料は本学が負担します。）



三重大学振興基金



ホームページをご覧ください。

取扱い種類

- クレジットカード決済
- コンビニ決済
- Pay-easy（ペイジー）決済



2 郵便振替・銀行振込

三重大学振興基金事務局（TEL:059-231-9005）へご連絡してください。

本学専用振込用紙（ゆうちょ銀行）を郵送させていただきます。（振込手数料は本学が負担します。）

【本学専用振込用紙を利用しない場合】

郵便振替または銀行振込（ゆうちょ銀行以外）の場合は、本学への寄附申込書の提出が必要となります。

寄附申込書は本学ホームページよりダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、郵送またはFAX、E-MAILにて三重大学振興基金事務局へ提出願います。電話でもお受けしております。

※この場合の振込手数料は、つぎの指定銀行の本・支店窓口の場合、本学が負担いたしますが、指定銀行以外での窓口の場合、振込手数料は寄附者様のご負担となります。

振込先名「国立大学法人 三重大学」

各振興基金事業（就学支援事業以外）用口座

振替・振込先	種類	口座番号
ゆうちょ銀行		00800-0-168781
百五銀行津駅前支店	普通	771322
三十三銀行三重大前支店	普通	305506
みずほ銀行津支店	普通	1757352

修学支援事業用口座

振替・振込先	種類	口座番号
ゆうちょ銀行		00880-9-216860
百五銀行津駅前支店	普通	912599
三十三銀行三重大前支店	普通	351163
みずほ銀行津支店	普通	1892713

- 本学へのご入金の確定ができ次第、「お礼状」と本学が発行する「寄附金領収証」を送付させていただきます。なお、修学支援事業にご寄附いただいた方には、「お礼状」と「寄附金領収証」と「税額控除に係る証明書」を送付させていただきます。

ご寄附に伴う個人情報の取り扱いについて

ご寄附により習得した個人情報は、本学から寄附者様にご連絡の必要がある場合のみ使用し、三重大学「個人情報の取り扱いについて」により、個人情報を適切に管理・保護し適正に取扱います。



国立大学法人

三重大学

【お問い合わせ】

三重大学振興基金事務局（企画総務部総務チーム内）

〒514-8507 津市栗真町屋町1577番地 TEL.059-231-9005 FAX.059-231-9538 E-mail:kikin@ab.mie-u.ac.jp